個人情報を記載した書類の誤送信について

このたび、当センターにおいて、患者Ａの診療情報提供書を作成する際、誤って患者Ｂの個人情報を記載して作成し、Ｃ診療所にFAX送信した事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

１　書類に記載されていた個人情報
患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者ID等

２　事案の経過
〇令和７年４月15日(火)
・医師が患者Ａの診療情報提供書を作成する際、診療情報提供書作成システムに、誤って同姓の患者Ｂの患者IDを入力したため、患者Ｂの個人情報が記載された診療情報提供書が作成された。その後、Ｃ診療所にFAX送信した。
〇令和７年４月16日(水)
・Ｃ　診療所より受診歴がない患者の診療情報提供書が送付されている旨の連絡があり、誤送信が発覚した。当該診療情報提供書は返送していただくこととなった。
・医師から患者Ｂへ謝罪した。Ｃ診療所へ患者Ａの診療情報提供書をFAX送信した。
〇令和７年４月25日(金)
・Ｃ診療所から返送された診療情報提供書を回収した。

３　誤交付の原因
・医師が診療情報提供書を作成する際、患者名や患者IDの確認を怠ったため。

４　再発防止策
・診療情報提供書を作成する際、患者氏名や患者IDに間違いがないかの確認や、作成後の宛名、患者氏名等の確認を徹底するよう指導した。